

新型コロナウイルス感染症に係る主な中小企業向け融資制度一覧

令和2年4月10日現在

| 制度名 | 広島県県費預託融資制度 | | | | 日本政策金融公庫の融資制度 | | | | |
|----------------------|--|---|--|---|--|--|---|---|--|
| | セーフティネット資金（国指定） | | 緊急経営基盤強化資金・借換資金 | | 新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度 | セーフティネット貸付 | 衛生環境激変対策特別貸付 | 小規模事業者経営改善資金融資制度（新型コロナウイルス対策マル経） | |
| 番号 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | |
| 特徴 | ・売上等20%以上減少している方 ・幅広い業種で活用可能 ・②危機関連保証, ④一般保証と併用可 | ・売上等15%以上減少している方 ・幅広い業種で活用可能 ・①セーフティネット保証4号, ③セーフティネット保証5号, ④一般保証と併用可 | ・売上等5%以上減少している方 ・特定の業種（国が指定する738業種）で活用可能 ・②危機関連保証, ④一般保証と併用可 | ・売上等5%以上減少している方 ・幅広い業種で活用可能 | ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・大口の資金調達に対応可能 ・融資期間 最長20年 ・据置期間 最長5年 ・担保不要 | ・幅広い業種で活用可能（最も汎用的な制度） ・大口の資金調達に対応可能 | ・特定の業種（旅館業及び飲食店・喫茶店営業）、小額であれば、低利での資金調達が可能 | ・商工会等の指導を受けている小規模事業者、小額であれば、幅広い業種で、低利での資金調達が可能 ・据置期間最長4年 ・担保・保証人不要 | |
| 融資要件（概要） | 以下の要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近1か月の売上高等が前年比20%以上減少かつ3か月で20%以上減少見込 【セーフティネット保証4号】 | 以下の要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・最近1か月の売上高等が前年比15%以上減少かつ3か月で15%以上減少見込 【危機関連保証適用】 | 以下の全ての要件を満たす方（市町長の認定が必要） ・国の指定業種（738業種） ・最近3か月間の売上高等が前年比5%以上減少 ※時限的な運用緩和として、一部減少見込みでも申請可。 【セーフティネット保証5号】 | 以下の要件を満たす方 ・最近3か月の売上高等が前年比5%以上減少等 【一般保証】 | ◆特別貸付 以下の要件を満たす方 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少等 ※個人事業主（小規模に限る）は、定性的な説明でも柔軟に対応 ◆特別利子補給制度 ①個人事業主（小規模に限る） ：要件なし ②小規模事業者（法人事業者） ：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 | ・新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれる方 | 以下の全ての要件を満たす方 ・旅館業及び飲食店・喫茶店営業 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比10%以上減少かつ今後減少見込等 | 以下の全ての要件を満たす方 ・小規模事業者 ・商工会等の経営指導員による指導を原則6か月以上受けている ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少等 | |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 | 運転資金・設備資金 | 運転資金（借換可） | 運転資金（借換可） | 運転資金・設備資金 | 運転資金・設備資金 | 運転資金 | 運転資金・設備資金 | |
| 融資限度額 | 中小企業者 8,000万円 組合等 1億6,000万円 | 中小企業者 8,000万円 組合等 1億6,000万円 | 4,000万円 （借換含む場合 5,000万円） | 4,000万円 （借換含む場合 5,000万円） | 中小事業 3億円 国民事業 6,000万円 | 中小事業 7.2億円 国民事業 4,800万円 | 別枠1,000万円 （旅館業は3,000万円） | 別枠1,000万円 | |
| 融資（据置）上限期間 | 運転10年（据置1年） 設備10年（据置3年） | 運転10年（据置2年） 設備10年（据置2年） | 10年（据置1年） | 10年（据置1年） | 運転 15年（据置5年） 設備 20年（据置5年） | 運転 8年（据置3年） 設備 15年（据置3年） | 7年（据置2年） | 運転 7年（据置3年） 設備 10年（据置4年） | |
| 貸出利率（固定金利）〔令和2年4月現在〕 | 信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2% | 信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2% | 信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2% | 信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2% （一部、信用保証なしでも利用可、その場合は上記に+0.3%） | ◆当初3年間 中小事業 0.21% （1億円以内） 国民事業 0.46% （3,000万円以内） ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合、申請により上記金利を全額利子補給 ◆4年目以降 中小事業 1.11% 国民事業 1.36% ※融資期間等により変動 | 中小事業 1.11% 国民事業 1.91% ※担保有無・融資期間等により変動 | 1.91% （振興計画認定組合員 1.01%） ※担保有無・融資期間等により変動 | ◆当初3年 0.31% ◆4年目以降 1.21% | |
| 信用保証料率 | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.4%~1.23% ※経営状況等により保証協会が決定 | | | | | |
| 担保・保証人 | 取扱金融機関・広島県信用保証協会所定 （信用保証付きの場合、原則として、法人の代表者を除き保証人は不要） | | | | 担保は不要 （保証人は相談の上決定） | 相談の上決定 | 相談の上決定 | 不要 | |
| 申込み・問い合わせ | ◆申込み（広島県制度融資取扱金融機関） 【銀行】広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行 【信用金庫】広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫 【信用組合】広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合 【その他】商工組合中央金庫 ◆制度に関する問い合わせ 広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321 | | | | 日本政策金融公庫 ◆事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 ◆国民生活事業 【広島支店】 082-244-2231 【呉支店】 0823-24-2600 【尾道支店】 0848-22-6111 【福山支店】 084-922-6550 ◆中小企業事業 【広島支店】 082-247-9151 | | | お近くの 商工会・商工会議所 | |